

■ OMSB スノーケリングショップ総合保険

スノーケリングショップが安定して事業を継続発展させていくためには、スノーケリングショップを脅かす種々のリスクによる事故発生の防止や、発生する損害の軽減に努めるとともに、万一の事故による経済的負担への備えが大切になります。

- スノーケリングショップの管理下でスノーケリング中、参加者に事故が起きたら..
- スノーケリングショップでお預かりしているお客さまの器材に損害が発生したら..
- スノーケリングショップで働くスノーケリングインストラクターに対する補償は..

このようなリスクに対応するため、OMSB スノーケリングショップ総合保険をご用意しております。

◇契約形態

この保険は一般社団法人沖縄マリンレジャーセイフティービューロー(以下 OMSB)を保険契約者、各スノーケリングショップを加入者として OMSB スノーケリングショップまたは OMSB スノーケリングショップに所属するスノーケリングインストラクターを被保険者(補償の対象となる方)とする団体契約です。「E:スノーケリング傷害保険」のみ、各スノーケリングショップが保険契約者となり、スクール・ツアーパートナー参加者全員(※)を被保険者(補償の対象となる方)とする団体契約です。

(※)事故時には名簿をご提出いただく必要がありますので備え付けください。

◇スノーケリングショップ総合保険の概要

スノーケリングショップの「リスク管理」を基本に、単に事故に対して保険金をお支払いするというだけではなく、下記の重要な要素を含んでいます。

- スノーケリングショップが被る多大な損害賠償金等を保険金でカバーし、安定した経営を図る
- スノーケリング参加者の傷害事故に対して補償を行い、信頼性を高める
- スノーケリング事業の主体であるスノーケリングインストラクター等への補償体制を整える

賠償責任保険：

第三者に損害を与えた場合に生じる、法律上の損害賠償責任を補償する。OMSB スノーケリングショップ所属のスノーケリングインストラクターも加入可。

傷害保険：

スノーケリングショップ等の責任にかかわらず、被保険者の急激・偶然・外来の事故によって被ったケガを補償する。

A:スノーケリング賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

管理下でのスノーケリング中に起きた事故により、第三者に対して法的に支払わなければならない損害賠償金等を補償します。

E:スノーケリング傷害保険

(団体総合生活補償保険)

スノーケリングショップの管理下中、スノーケリングショップの責任にかかわらず、偶然な事故によりケガをして、死亡・入院した場合等に所定の保険金をお支払いします。

B:ストア賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任(PL)保険・受託者賠償責任保険)

店舗の不備、製造・販売された製品の欠陥、レンタル器材の欠陥、預かり器材の保管中の損壊または盗難など、スノーケリングに直接起因しない法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

C:水上アクティビティ指導賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

アクティビティ管理下中に起きた事故により、第三者に対して法的に支払わなければならない損害賠償金等を補償します。

※ボート等の運行に起因する事故は対象外となります。

D:水難救助員賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

被保険者が行う水難救助業務に起因して生じた対人・対物事故により、第三者に対して法的に支払わなければならない損害賠償金等を補償します。

A スノーケリング賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

(1)保険の概要

この保険は OMSB を保険契約者とし、各スノーケリングショップを加入者として OMSB スノーケリングショップと OMSB スノーケリングショップに属するスノーケリングインストラクターを被保険者（補償の対象となる方）とする施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約です。

OMSB スノーケリングショップが主催または管理する、

- スノーケリング・トレーニング中
- スノーケリング・ツアー中

に発生した偶然な事故によって第三者にケガや死亡、または財物に損害を与える等して、OMSB スノーケリングショップや OMSB スノーケリングショップに所属するスノーケリングインストラクターに法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。

(2)加入資格

- OMSB 本部と正規に契約を取り交わした OMSB スノーケリングショップ
- OMSB スノーケリングショップに所属するスノーケリングインストラクター

(3)補償の範囲

事故により、OMSB スノーケリングショップまたは OMSB スノーケリングショップ所属のスノーケリングインストラクターが法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を保険金支払の対象とします。

- 被害者に支払うべき損害賠償金、たとえば治療費、入院費、慰謝料、被害者が死亡の場合、本人の逸失利益、家族への慰謝料など
- 被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用
- 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬

など

(4)保険金をお支払い

できない主な場合

普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款第2条(保険金を支払わない場合ーその1)から第5条(保険金を支払わない場合ーその4)に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する事由または事故に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 日本国以外の地域で提起された損害賠償請求
- ② OMSB の最新の基準を遵守したスノーケリングの指導またはスノーケリングガイドから逸脱した間に生じた事故
- ③ 第1条(被保険者の範囲)に規定するメンバーが、資格を有しない間または一般社団法人沖縄セーフティマリンビューローに登録を受けていない間(資格の停止、会からの脱退および会からの除名を含みます。)に行った業務に起因する損害賠償責任
- ④ 参加者がライフジャケットを着用していない場合等、OMSB の定める安全基準を著しく逸脱することによって生じた事故に起因する損害賠償責任

※上記は主な場合についてであり、詳細につきましては「OMSB スノーケリングショップ総合保険 スノーケリング賠償責任保険特約」および「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」にてご確認ください。

(5)支払限度額

各被保険者につき、賠償保険金支払の最高限度額を次のとおり設定します。

- 対人/対物 共通支払限度額 1名・1事故につき 1億円
- 免責金額(自己負担額) なし

(6)セット特約

当該保険の特約について次のとおり設定します。

- 被害者治療費補償特約
- 初期対応費用補償特約
- 訴訟対応費用補償特約
- 人格権侵害補償特約

上記は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

B ストア賠償責任保険

(スノーケリングショップ向け)

《施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任(PL)保険・受託者賠償責任保険》

(1) 保険の概要

この保険は OMSB を保険契約者とし、各スノーケリングショップを加入者として OMSB スノーケリングショップを被保険者(補償の対象となる方)とする施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険の団体契約です。

ストア賠償責任保険は、スノーケリングショップが各種のスノーケリング事業活動を行っているなかで、不測の事態の発生により他人に損害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合、そのためにスノーケリングショップが被る損害(損害賠償金等)を補償するために 3 種類の賠償責任保険をセット化した保険です。

(2) 補償の範囲

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具などの欠陥・不備あるいはスタッフの業務活動中のミスが原因となって第三者の身体障害あるいは財物損壊事故が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合

- ストア内で陳列棚の管理の不備が原因で商品が落下しお客さまにケガをさせた
- スタッフの器材準備ミスが原因でお客さまにケガをさせたなど

(生産物賠償責任(PL)保険)

製造または販売した製品、あるいは行った仕事の結果が原因となって身体の障害あるいは財物の損壊事故が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合

- 販売した商品の欠陥が原因
- 器材の修理ミスが原因
- お客様に貸し出した器材の欠陥が原因など

(受託者賠償責任保険)

他人からの受託物を保管中に、あやまって壊したり、汚したり、紛失したり、あるいは盗まれたりしたことにより、預け主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合

- お客様のスノーケリング器材の保管中
- 修理の依頼のための保管中 など

上記の場合

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟費用・弁護士費用、応急手当の費用など
- 損害防止費用や緊急措置に要した費用など が支払われます。

(3) 保険金をお支払い

できない主な場合

- 海外で発生した事故または日本国外以外の地域で提起された損害賠償請求
- スノーケリングショップのスタッフが業務中に被った身体障害
- 受託物の使用不能損害
- 貨幣・紙幣・宝石・貴金属等の受託物の損害
- スノーケリングショップの管理下にない時の事故 など

※上記は主な場合についてであり、詳細につきましては「OMSB スノーケリングショップ総合保険ストア賠償責任保険特約」および「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」にてご確認ください。

(4)支払限度額

●対人/対物 共通支払限度額 1名・1事故につき1億円（免責金額 50,000円）

ただし、PL事故の支払限度額は「1名・1事故・保険期間中」となります。

●受託物支払限度額 1事故・保険期間中 100万円（免責金額 5,000円）

(5)セット特約

当該保険の特約について次のとおり設定します。

- 被害者治療費補償特約
- 初期対応費用補償特約
- 訴訟対応費用補償特約
- 人格権侵害補償特約

(6)保険料確定特約

について

●生産物賠償責任(PL)保険には保険料確定特約がセットされています。

- この特約をセットしたご契約の場合、ご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高(総売上からスノーケリング用品の製造・販売・修理・加工およびレンタルによる売上高を抽出)(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を払込いただきます。(注1)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- 保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
(注2)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約はセットできません。
 - ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
 - ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
 - ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
 - ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

(7)注意事項

各店舗の売上高及び床面積により保険料が異なります。

上記は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

C 水上アクティビティ指導賠償責任保険

(スノーケリングショップ向け)

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

(1)保険の概要

この保険は OMSB スノーケリングショップを被保険者(補償の対象となる方)とする施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約です。水上アクティビティ指導およびガイドに起因した偶然な事故によって、第三者にケガや死亡、または財物に損害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(2)定義

◇水上アクティビティ指導

(例)カヤック、カヌー、SUPヨガ、ペダルバイク、バーベキュー、キャニオニング など
ヨットモーター ボート総合保険で引受するリスク(ボート等で牽引するもの)は対象外となります。

(3)補償の範囲

事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を保険金支払の対象とします。

- 被害者に支払うべき損害賠償金、たとえば治療費、入院費、慰謝料、被害者が死亡の場合、本人の逸失利益、家族への慰謝料など
- 被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用
- 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬

など

(4)保険金をお支払い

次のような事故または損害については、保険金をお支払いできません。

- できない主な場合
- 保険契約者、被保険者の故意による損害
 - インストラクターの管理下にない時に発生した事故

など

※上記は主な場合についてであり、詳細につきましては「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」にてご確認ください。

(5)支払限度額

各被保険者につき、賠償保険金支払の最高限度額を次のとおり設定します。

- 対人/対物 共通支払限度額 1名・1事故につき 1億円
- 免責金額(自己負担額) なし

(6)セット特約

当該保険の特約について次のとおり設定します。

- 被害者治療費補償特約
- 初期対応費用補償特約
- 訴訟対応費用補償特約
- 人格権侵害補償特約

上記は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

D 水難救助員賠償責任保険 (水難救助員向け)

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

(1)保険の概要

この保険は、OMSB にメンバーとして登録され、OMSB が交付する水難救助員認定カードを有する水難救助員のうち、保険加入手続を行った者(以下「OMSB 水難救助員」といいます。)を被保険者とし、被保険者が行う、水難救助に起因して生じた対人・対物事故が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(2)補償の範囲

事故により、OMSB 水難救助員が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を保険金支払の対象とします。

- 被害者に支払うべき損害賠償金、たとえば治療費、入院費、慰謝料、被害者が死亡の場合、本人の逸失利益、家族への慰謝料など
- 被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用
- 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など

(3)保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故または損害については、保険金をお支払いできません。

- 日本国以外の地域で提起された損害賠償請求
- OMSB 水難救助員が、OMSB の資格取得もしくは資格更新をしていない間に生じた事故
- OMSB の定める安全基準を著しく逸脱することによって生じた事故に起因する損害賠償責任など

※上記は主な場合についてであり、詳細につきましては「OMSB スノーケリングショップ総合保険 水難救助員賠償責任保険特約」および「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」にてご確認ください。

(4)支払限度額

各被保険者につき、賠償保険金支払の最高限度額を次のとおり設定します。

- 対人/対物 共通支払限度額 1名・1事故につき 1億円
- 免責金額(自己負担額) なし

(5)セット特約

当該保険の特約について次のとおり設定します。

- 被害者治療費補償特約
- 初期対応費用補償特約
- 訴訟対応費用補償特約
- 人格権侵害補償特約

上記は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

E スノーケル講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険(スノーケリング傷害保険)

(団体総合生活補償保険)

(1)保険の概要

スノーケル講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険は、スノーケリングショップの皆様が、お客様に対してより一層の安心を提供できるようご用意させていただきました。この保険では OMSB プログラムでのトレーニング中の事故はもちろんのこと、スノーケリング・ツアーや他機関のトレーニングでスノーケリングショップの責任に関わらず、スノーケリングショップの管理下中に発生した偶然なケガを補償します。(管理下中とは、スノーケリング活動計画に基づき、スノーケリングショップまたはスノーケリングインストラクターの指示に従ってスノーケリング活動を行っている間をいいます。)

(2)補償内容

スノーケリングショップの管理下中のお客様が、偶然な事故によりケガをして、死亡した場合・約款所定の後遺障害が発生した場合、入院・手術・通院した場合に所定の保険金をお支払いします。

(3)保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- 故意または重大な過失によるケガ
- 闘争行為(ケンカ等)、自殺行為、犯罪行為
- 無免許運転、道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態または麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転中の事故
- 脳疾患、病気または心神喪失
- 地震、噴火、またはこれらによる津波の事故
- 妊娠、出産、早産または流産
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(自動セットの特約により、テロ行為によって被ったケガはお支払いの対象となります。)

など

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合等、詳細につきましては「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」にてご確認ください。

(4)注意事項

- 本保険は各スノーケリングショップが保険契約者となり、スノーケリングショップ管理下中のお客様を被保険者(補償の対象となる方)とする団体総合生活補償保険の団体契約です。被保険者(参加者)**名簿の備付けは必須条件**となります。
(準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約、管理下中の傷害危険補償特約セット)
- 宿泊を伴う活動を対象とすることはできません。ただし、宿泊場所と活動場所が異なり、活動中の範囲が明確にできる場合には、その活動中のみを対象として引き受けることができます。
- 人数の増員・減員の場合は取扱代理店へご連絡ください。ご報告いただいた最大参加者数より実際の参加者数が多かった場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(5)保険料

- 保険料は保険期間を通して 1 日あたりの最大参加者数(講習、ツアーや等のお客さま)を 1 名あたりの保険料に乘じます。
- 下記よりご希望のタイプをお選びください。
E1～E3 以外の補償をご希望の場合は直接お問合せください。

(6)払込方法

- お申し込みと同時に全額を払い込む一時払と 12 回に分けて払い込む月払があります。
- 月払の場合は、一時払に比べて保険料が割増となります。
- どちらも口座振替が可能です。

(7)保険金額(ご契約金額)と保険料

・保険期間 1 年間

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数 180 日、傷害通院保険金支払対象期間 180 日(支払限度日数 90 日)、

免責期間 0 日(入通院)(団体割引適用なし)

準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約、管理下中の傷害危険補償特約セット

加入タイプ	E1	E2	E3
傷害死亡・後遺障害保険金額 (傷害後遺障害保険金額:右記金額の 4~100%)	500 万円	300 万円	200 万円
傷害入院保険金日額(180 日限度)	3,000 円	2,500 円	2,000 円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額の 10 倍 入院中以外に受けた手術:傷害入院保険金の 5 倍		
傷害通院保険金日額(90 日限度)	2,500 円	2,000 円	1,500 円
参加者 1 名あたりの保険料	一時払 15,710 円 月払 1,430 円	一時払 11,280 円 月払 1,040 円	一時払 8,190 円 月払 760 円

*傷害死亡・後遺障害保険金は、保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

このパンフレットは傷害補償(MS&AD 型)特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

OMSB スノーケリングショップ総合保険保険料

[一時払保険料] (保険期間:1年) (単位:円)

保険責任期間	A	B	C	D	E
2024/6/1～2025/6/1	13,680	店舗ごと保険料	9,160	25,050	個別案内

A: <スノーケリング賠償責任保険>インストラクター向け(1名あたり保険料)

B: <ストア賠償責任保険>ショップ向け(各店舗の売上高・床面積に基づき年間保険料算出)

C: <水上アクティビティ指導賠償責任保険>ショップ向け(指導員1名あたり保険料)

D: <水難救助員賠償責任保険>水難救助員向け(1名あたり保険料)

E: <スノーケル講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険>ショップ向け(P9の(7) 保険金額(ご契約金額)と保険料をご参照ください。)

OMSB スノーケリングショップ総合保険加入方法

保険期間(ご契約期間) 2024年6月1日午後4時から1年間(中途で加入の場合は加入申込票に記載された保険責任期間の開始日《ただし申込手続きが完了し保険料を領収した日以降》より2025年6月1日午後4時までとなります。)

※ただし E スノーケリング傷害のみ保険責任期間の開始日より1年間とします。

加入手続き

- お見積り希望の方は「OMSB スノーケリングショップ総合保険加入申込票(P11) QRコードより必要事項の回答をお願いいたします。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- 募集代理店より保険料記載の加入申込票を送付いたしますので募集締切日までにご提出ください。
- 保険料を募集締切日までに下記の指定口座へお振込みください。
注)入金が確認できない場合、加入手続きを行うことができません。
充分に余裕を持ってお早めにお振込みください。

募集締切日(加入申込票の提出および保険料の振込期日)

2024年5月24日(金) *以降隨時中途加入可能です(新規加入に限ります)。

脱退手続き

何らかの事由により脱退される場合は、早急にOMSB事務局へご連絡ください。

脱退時の条件によっては、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れいする場合があります。

(注)OMSBスノーケリングショップ総合保険は保険期間1年間の契約です。中途脱退はできますが一度脱退すると保険期間内に再度加入することはできませんので、あらかじめご注意ください。

お振込先

琉球銀行 本店営業部 普通口座 1154013
《口座名義》一般社団法人沖縄マリンレジャーセイフティービューロー 代表理事 大嶺 満
振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

2024年 スノーケリングショップ総合保険加入申込票

(施設賠責・生産物賠責・受託者賠責、傷害保険 加入申込票)

OMSB 御中

記入日 年 月 日

重要事項のご説明およびご加入内容確認事項について確認し、申込内容が意向に沿つたものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえご回答(ご記入)ください。

●保険期間(ご契約期間) 2024年6月1日 午後4時 ~ 2025年6月1日 午後4時

※ただし E スノーケリング傷害のみ保険責任期間の開始日より1年間とします。

●お申込人

スノーケリングショップ名(ご担当者名もご記入ください)	ご担当者 印	スノーケリング ショップ No.
法人名(役職、代表者名もご記入ください)	代表印	
法人住所:(上記と異なる場合ご記入ください) 〒	電話番号: - - - FAX番号: - - mail:	

氏名、フリガナ、をご記入のうえ、加入該当欄に○をしてください。
加入該当部分にチェックしてください。ストア賠責は押印も必要です。

スノーケリングインストラクター加入明細	A スノーケリング 賠償責任保険	C 水上アクティビティ指導 賠償責任保険	D 水難救助員 賠償責任保険
氏名(フリガナ)			
()			
()			
()			
()			

B:ストア賠償責任保険 ご加入の際はご確認のうえ右に押印(法人は代表印)と売上高・店舗面積をご記入ください	保険料確定特約の内容及び、注意事項を承認の上、保険料の確定精算を省略することに同意致します。※1.2 印	※売上高 千円	※店舗面積 m ²	QRコード ※1:保険料確定特約とは…「賠償責任保険 重要事項のご説明」P7参照 ※2:ご申告いただいた売上高が昨年度と同額の場合には、決算書等の売上高を客観的に証明する書類を追加でご提出いただきます。
--	---	------------	-------------------------	---

E:スノーケリング傷害保険 加入ご希望の場合は□に✓し、予定最大参加者数をご記入ください □ 申込書送付希望 ※最大参加者数 名 (希望加入タイプ: □E1、□E2、□E3)	※他の保険契約等 同様の危険を被る他の保険契約等(被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等の身元のケガに対する保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます)がありますか。「あり」に○印のうえ、必ず下表にご記入ください。(ご記入のない場合、「なし」と回答になります。) (注)他の保険会社等における契約を含み、团体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。	保険金請求権 過去3年内にケガで保険金(合計で5万円以上)を請求または受領したことがありますか。(注:他の保険会社等への保険金請求を含みます。)※会社名はありません。
---	---	--

保険料 :上記の該当金額を合計し、合計保険料を算出します。

A: 円 + B: 円 + C: 円 + D: 円

合計保険料

ー お振込先 ー
琉球銀行 本店営業部 普通口座 1154013
《口座名義》一般社団法人沖縄マリンレジャーセイフティービューロー
代表理事 大嶺 満

5. 事故が発生した場合

賠償責任事故

- 賠償事故が発生したら遅滞なく OMSB にご報告ください。
物損の場合は報告書が異なりますので、別途ご連絡ください。
- 万一事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

連絡先：OMSB 事務局 098-996-4003

夜間・土・日・祝日は、0120-985-024(あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター)まで
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)※おかげ間違いにご注意ください。

- 事故連絡の受付の際には次の内容を具体的にご記入ください。

事故連絡者について	氏名	住所	事故者との関係
被害者について	氏名	住所	年令 職業 連絡先 受傷の部位 程度その措置
事故発生状況について	発生年月日	時刻	場所 事故状況
事故の原因			
相手方から具体的な要求が出された場合…その内容			

- 損害の調査

事故の通知を受けた引受保険会社はその内容を検討し、OMSB およびスノーケリングショップと緊密な連絡を取りながらその後の対応をすすめることになります。なお、事故の状況に従い、迅速で適切な処理をする必要がありますので、引受保険会社はその事故の規模、状況等から現場調査の有無、その他を決めます。

- 問題解決への手立て

OMSB および引受保険会社は、事故の連絡を受け次第、被害者との折衝方法や、その後にスノーケリングショップが取るべき措置について最も適切な方法を決め、スノーケリングショップとの連絡、打ち合わせを行います。賠償事故については、必ずしも裁判の判断を要しているわけではなく、むしろ損害賠償事故の大部分は、いわゆる示談によって解決されています。ただ、一口に示談といつても種々様々なケースが想定されます。一例をあげれば、事故の内容によってはいずれが妥当な賠償額か、という難しい問題が生じます。被害者との折衝で、スノーケリングショップの一存で不当な賠償額を約束しても、その通りの額が保険金としてお支払いされるとは限りません。ですから、示談による解決では事前に引受保険会社の同意を得ることになっております。いずれにしろ問題解決に当たっては、OMSB および引受保険会社との打ち合わせを密にすることがとても大切となります。

- 示談交渉について

この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関する被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

- 重複契約のご注意について

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いづれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 保険金請求必要書類

保険金請求書／事故証明書／示談書／示談金領収書／損害立証書類 など
対人損害の場合は

死 亡 死亡診断書／戸籍謄本／所得額証明書 など

後遺障害・入通院 診断書／治療費明細書／休業明細書 など

○事故の状況や規模等により、別途書類のご用意を依頼することもあります。

詳細は「重要事項のご説明」を参照ください。

- 事故処理の期間

OMSB では、この保険制度が円滑に運営され、OMSB スノーケリングショップを中心とする OMSB 全般の信用を損なうことのないよう、事故の発生に伴い、迅速で公正な原因の究明と処理を目的とした「OMSB 事故調査委員会」を設置します。この委員会は、事故当事者であるスノーケリングショップと OMSB、引受保険会社、取扱代理店で構成され、必要に応じて法律家、学識経験者等を加えて運営します。

傷害事故

- 万一事故が起った場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- 死亡、後遺障害、入院、通院などにかかる傷害事故は、取扱代理店または引受保険会社(連絡先は P14 に記載)にご連絡願います。

●事故通知

主な報告事項

被保険者もしくは受傷者について 氏名／住所／年令／職業／連絡先／受傷の程度／病院名

事故発生状況について 発生年月日／時刻／場所／事故状況

○OMSB スノーケリング傷害保険が適用されるには管理下に置く被保険者もしくは受傷者の氏名・スクールの期間が事前に提出されていることが必要条件となります。

●保険金請求に必要な主な書類

保険金請求書(保険会社から送付)

事故証明書(警察、海上保安庁等で発行)

死亡…死亡診断書(病院で発行)

後遺障害…後遺障害診断書(保険会社から送付) 入／通院…診断書(保険会社から送付)

○請求額が 30 万円以下(死亡、後遺障害の場合を除く)の場合は治療申告書 など

○事故状況等により別途書類が必要な場合がございます。

6. 通知事項

次に記載する通知事項が発生する場合、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

(1)施設所有(管理)者賠償責任保険【OMSB スノーケリングショップ総合保険 スノーケリング賠償責任保険・ストア賠償責任保険】をご契約の場合で、次の通知事項が発生したときは、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

・保険料算出の基礎(施設の面積)が増加した場合

・上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合

(2)前記(1)以外をご契約の場合で、次の通知事項が発生するときは、あらかじめ取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

・施設の用途の変更、施設が増加する場合

・生産物または仕事・業務を変更、新しい仕事・業務を開始する場合

・スノーケリング傷害保険で、通知された被保険者数が変更となった場合

・ご契約時にご提出いただいた付属書類等の記載内容に変更が生じる場合

・上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合

※保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、前記の通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと(注)がありますのでご注意ください。

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

(3)その他、次のような事項が発生した場合には、遅滞なくご連絡ください。

・譲渡・売却などにより事業・施設等の名義を変更した場合

(4)上記(1)から(3)に該当しない場合でも、加入申込票記載事項に変更が発生した場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

7. その他

(1)個人情報に関する取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することができます。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、

引受保険会社ホームページをご覧いただくか引受保険会社までお問い合わせください。

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(2)他の保険契約等

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかつた場合には、ご契約を解除することができますのでご注意ください。

加入申込票記載事項(他保険加入状況等)により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

(3)保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

① 傷害保険《団体総合生活補償保険》

- この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

② 新種保険《施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険》

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(※)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- ※小規模法人とは、経営破綻時に、常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。

(4)保険証券および約款交付について

スノーケリング賠償責任保険、水上アクティビティ指導賠償責任保険、水難救助員賠償責任保険、ストア賠償責任保険につきましては、団体契約のため保険証券および約款(賠償責任保険の普通保険約款・特別約款・特約と団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約))は保険契約者のOMSBに交付されます。また、スノーケリング傷害保険につきましては、OMSBの各スノーケリングショップに交付されます。ご加入者の皆様へはご請求をいただければ、各保険普通保険約款・特別約款・特約、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をお渡しすることができます。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

お問合わせ／ご連絡先

※ この冊子は概要を説明したものです。ご契約またはご加入にあたっては、必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」および「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。なお、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

一般社団法人 OMSB

〒 900-0027

沖縄県那覇市山下町 18 番 26 号
山下市街地住宅 3 階 A 棟 301 号

e-mail: support@OMSB.jp

取扱代理店

株式会社アーク・ネット 沖縄支店

〒 901-0225

沖縄県豊見城市豊崎 3-59
TOYOSAKI プラットフォームセンター
TEL:098-851-7132 もしくは 03-5357-1283
FAX:03-5357-1284
営業時間:午前 9 時～午後 5 時

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京南支店 大田支社

〒 144-0035

東京都大田区南蒲田 2-16-1
テクノポートカマタセンタービル 5F
TEL:050-3461-1027 FAX:03-5714-2076
営業時間:午前 9 時～午後 5 時